

農業担い手メールマガジン（特集号）

インデックス

生産調整実施者のメリット措置である収入減少影響緩和対策を
有効に活用しましょう！！

はじめに

収入減少影響緩和対策のポイント

平成19年産における特例措置、平成20年産以降の措置

平成19年産の補てん（米）の実施地域

平成19年産の補てん（米）による収入回復

生産調整実施者のメリット措置としての役割

おわりに

はじめに

水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策に係る平成19年産の交付金の支払いは、7月上旬頃までに行われました。今回は、収入減少影響緩和対策特集号として、本対策のポイントや平成19年産の補てん状況等について、ご説明させていただきます。

収入減少影響緩和対策のポイント

本対策は、生産調整実施者である担い手の収入が、標準的収入額（過去5カ年のうち最高・最低を除く3カ年の平均収入）より下がった場合に、その差額の9割を補てんする仕組みとなっています。また、その補てん原資は農業者が1、国が3の割合で負担することとなっています〔図1〕。

〔図1〕 http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_syunyu/pdf/one.pdf

本対策のポイントは、

ア まず、対象者が生産調整実施者である担い手（認定農業者、集落営農組織）であることです。

このため、本対策は生産調整実施者のメリット措置として機能することとなりますが、本対策に加入している農業者の方からも「平成19年産の補てんが行われ、米の生産調整実施者である対策加入者と生産調整非実施者で収入の明暗がはっきりした」、「本対策に加入しておいて良かった」などの声が寄せられています。

イ 次に、減収額の9割まで補てんが行なわれることです。

このため、例えば、標準的収入額に比べ10%の減収となった場合でも、本対策により減収額の9割の補てんが行われることで、標準的収入額の99%まで収入が回復

することになります。

本対策に加入している農業者の方からも「予想していたより多くの補てんがあり、おおむね平成19年産の減収分をカバーできた」との声が寄せられています。

平成19年産における特例措置、平成20年産以降の措置

平成19年産米については、昨年秋に低水準の価格で取引がスタートしたことから、米価下落による減収に対する農業者の不安を払拭するため、昨年12月に本対策の見直しを行いました。

その結果〔図2〕、

- ア 平成19年産においては、10%を超える減収があった場合でも、その10%を超える減収について、通常は必要な農業者の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるよう措置されました。
- イ また、平成20年産以降においては、農業者の選択により、10%を超える減収に備えた積立金の拠出も行えるよう仕組みが改善され、既存の10%の減収を想定した積立金拠出コースに加え、新たに20%の減収を想定した積立金拠出コースが創設されました。

〔図2〕 <http://www.maff.go.jp/j/ninaiten/syunyuu/pdf/two.pdf>

平成19年産の補てん(米)の実施地域

平成19年産の補てんについては、米で見ると〔図3〕、

- ア 本対策への加入者がいない東京都及び大阪府と、収入が増加した北海道の一部地域を除く45道府県で、10%までの減収に対応する補てん(原則補てん)が行われ、
- イ さらに、その45道府県中の35道府県の全域又は一部の地域で、10%を超える減収に対応する補てん(追加補てん)が行われています。

〔図3〕 <http://www.maff.go.jp/j/ninaiten/syunyuu/pdf/three.pdf>

平成19年産の補てん(米)による収入回復

本対策による補てんにより担い手の収入回復が図られることとなりますが、特に平成19年産において減収が大きい地域において、そのメリットが出ています。

例えば、減収が10%を超えたA県においては〔図4〕、平成19年産の収入が標準的収入額の89%まで減収していますが、

- ア 10%までの減収に対応する原則補てんが行われたことにより98%まで収入が回復し、
- イ さらに、10%を超える減収に対応する追加補てんが行われたことで99%まで収入が回復する結果となっています。

〔図4〕 <http://www.maff.go.jp/j/ninaiten/syunyuu/pdf/four.pdf>

生産調整実施者のメリット措置としての役割

本対策に加入した生産調整実施者にとって、特に平成19年産米において米価下落が著しく減収が大きい地域では、メリット感が大きくなっています。

例えば、米価下落の著しかったB県においては〔図5〕、平成19年産収入額が標準的収入額よりも2万円/10a程度減収していますが、

ア 生産調整非実施者は本対策による補てんメリットが受けられない一方で、

イ 本対策に加入している生産調整実施者であれば、1万7千円/10a程度(2千円程度/俵)の補てんメリットを享受することとなりました。

〔図5〕 http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_syunyu/pdf/five.pdf

おわりに

以上、本対策は、生産調整実施者のメリット措置として機能し、本対策加入者である担い手の収入回復を図る仕組みとなっています。農業者の皆さんが本対策を有効に活用していただくことで、本対策が皆さんの農業経営の安定により貢献できるよう、今後とも制度の適切な運営に努めてまいります。

当メルマガに対するご意見・ご質問は下記へお願いいたします。

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日：毎月2回発行

発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>